

広田 博志 様

厳しい暑さが続いておりますが、広田様におかれましてはお変わりございませんでしょうか。

お返事が遅れ、申し訳ありませんでした。確かに8月2日に簡易書留を受領いたしました。また、個人情報開示請求書につきましても、8月4日に受領しておりますので御安心ください。

埼玉県教育委員会といたしましては、できる限り速やかに明理さんが就学できるよう、広田様が3課題としておられる「医療的ケア」、「学童保育」、「通学方法」の問題を含め、広田様、川越市教育委員会と一緒に課題の解消に向けた具体的な話し合いを進めてまいりたいと考えております。

そのためには、広田様からの電子メールにもありましたが、まず明理さんの状態について共通の認識に立ち、どのような手立てが考えられるか、またどのように対応していけるかを一緒に考えていただく必要があります。

その上で、県として、学校として、川越市として出来ること、他機関や保護者等の協力をお願いすることを整理していかなければなりません。

7月13日の口頭でのお願いを要約すれば、このような話し合いを継続して進めさせていただきたい、また個別の課題の解決に向けて一緒に考えましょうということでもあります。

これが、「広田様への協力を求めることの内容」です。

ただ、誤解であればお許しいただきたいのですが、広田様の言われる「県の責任において上記3課題を履行して頂けるものと理解する」ということが、県の責任で全ての課題解消を約束するという意味であるとすれば、明理さんご本人の状況把握や話し合いが十分に出来ていない現段階において、これをお約束することは難しいと考えております。

是非とも、明理さんの早期就学に向けて引き続き話し合いの機会を設けさせていただきますようお願い申し上げます。

また、過日いただきました情報開示につきましては、若干時間が必要であるため、延長の手続きをさせていただいたところです。現在、準備を進めておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

暑さ厳しい折、くれぐれもお身体御自愛ください。

今後ともよろしく願いいたします。

平成23年8月17日

さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之

